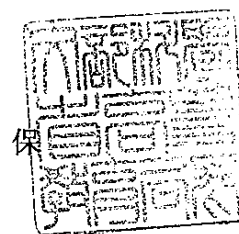


21文科高第32号
平成21年8月18日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長

殿

文部科学省高等教育局長
徳 永



(印 影 印 刷)

大学等における農薬の適正な使用及び保管管理等の徹底について（通知）

標記のことについては、「農薬を使用等する場合の留意事項について（通知）」（平成20年10月6日付け20文科高第498号文部科学省高等教育局長通知）及び「大学等における毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（通知）」（平成20年10月21日付け20文科高第537号文部科学省高等教育局長通知）により、農薬を使用等する場合の留意事項や毒物及び劇物の適正な保管管理について、貴職管下の関係教職員、学生等に周知徹底し、対応に遺漏のないようお願いしたところです。

今般、文部科学省で実施した調査結果によると、一部の大学において、使用が禁止されている農薬（以下、「使用禁止農薬」という。）を試験研究目的以外で使用していたこと、農薬に該当する毒物及び劇物が専用保管庫の設置などにより適切に管理されていなかったこと、帳簿等に記載のない特定毒物を都道府県知事の許可を得ずに所持していたことなどの不適切な事例が見受けられたところです。

ついては、今後このような農薬の不適正な使用や保管管理等が行われることのないよう、改めて農薬の適正使用・保管管理等を徹底いただくとともに、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に抵触するような行為及び特定毒物が新たに発見された場合には、速やかに関係省庁へ報告するようお願いいたします。また、試験研究目的以外で使用禁止農薬を所持している場合及び試験研究の目的であっても当面使用予定がない場合には、速やかに適切な処分をされるようお願いいたします。

また、今般の調査結果において、不適切な取扱いを行っていた大学（別紙）においては、その原因究明及び再発防止策について、9月11日（金）までに書面にて報告されるようお願いいたします。

■公私立大学・国公立高等専門学校について

文部科学省高等教育局専門教育課

TEL 03-5253-4111(代) (内線2935) E-mail: senmon@mext. go. jp

FAX 03-6734-3389

■国立大学について

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

支援第一係 TEL:03-6734-3757

支援第二係 TEL:03-6734-3766

支援第三係 TEL:03-6734-3765

支援第四係 TEL:03-6734-3754

FAX 03-6734-3388 E-mail: hojinka@mext. go. jp

不適切な取扱いを行っていた大学

「試験研究目的以外で使用禁止農薬を使用している」機関名（2校）

1. 東京大学
2. 岡山大学

「試験研究の目的で使用される登録農薬を適切に管理できていない」機関名（1校）

1. 岡山大学

「毒物・劇物専用の保管庫の設置や毒物・劇物の表示等を行っていない」機関名（10校）

1. 東京大学
2. 愛知教育大学
3. 岡山大学
4. 兵庫県立大学
5. 近畿大学
6. 久留米大学
7. 中村学園大学
8. 拓殖大学北海道短期大学
9. 実践女子短期大学
10. 中村学園大学短期大学部

「毒物・劇物の使用量を把握するなど管理が適切でない」機関名（6校）

1. 東京大学
2. 愛知教育大学
3. 岡山大学
4. 東北公益文科大学
5. 近畿大学
6. 立命館アジア太平洋大学

「特定毒物を所持していたにもかかわらず、特定毒物研究者の許可を受けていない」機関名（14校）

1. 東京大学
2. 浜松医科大学
3. 名古屋大学
4. 愛知教育大学
5. 名古屋工業大学
6. 京都大学
7. 岡山大学
8. 九州大学
9. 佐賀大学
10. 熊本大学
11. 鹿児島大学
12. 札幌医科大学
13. 杏林大学
14. 日本獣医生命科学大学